年度軽自動車税減免申請書

年 月 日

長久手市長 殿

長久手市税条例第 条の規定により軽自動車税の減免を受けたいので次のとおり申請します。

納税義務者	住所又は 所在地	
	氏名又は名称	
	個人番号又は 法人番号	
	電 話	
使用者	住所又は 所在地	
	氏名又は名称	
車両番号又は 標識番号		
種別•用途		軽4輪(乗用・貨物用)・その他(
形状		箱 型・バン・その他 ()
主たる定置場		
使用目的		
減免を受けよう とする税額		
理由		第89条第1項·第90条第1項第1号·第90条第1項第2号

理由を証する証明書等を添付してください。

軽自動車税の減免を申請する方へ

軽自動車税について、減免の適用を申請できるのは、次のいずれかの事由に該当する人(事業所)です。

- 1 軽自動車等を、<u>公益のため直接専用する</u>場合 【 長久手市税条例 第89条 第1項 】 ※「軽自動車等」とは、軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車をいいます。
 - ・申請書に「車検証の写し」および「公益事業を行なっていることを公的に証明する書類(定款など)」 を添付してください。
- 2 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けていて**障害により歩行が困難な人**の活動を補助する目的で軽自動車等を使用し、以下の条件を満たす場合 【 同条例 第90条 第1項 第1号 】
 - 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」のいずれかの交付を受けている18歳以上の人で、軽う自動車等の所有者が「本人」であり、かつ、運転者が「本人」あるいは「生計を一にする人」、もしくは、本人を含む世帯が身体障害者等のみで構成される場合に限り「常時介護する人」である。
 - ■「身体障害者手帳」の交付を受けている<u>18歳未満の人</u>、あるいは「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けている人で、軽自動車等の所有者が「本人」あるいは「生計を一にする人」であり、かつ、運転者が「本人」あるいは「生計を一にする人」、もしくは、本人を含む世帯が身体障害者等のみで構成される場合に限り「常時介護する人」である。
 - ・申請書に「車検証の写し」を添付し、「身体障害者手帳」等および運転者の「運転免許証」「個人番号カード」を書類提出の際に提示してください。※個人番号カードをお持ちでない場合は「通知カード」または「個人番号が記載された住民票の写し」を提示してください。

注意: この場合、自動車税あるいは軽自動車税の減免をすでに受けている人は、新たに減免を申請する ことができません。(障害者1人につき、1台に限ります)

3 軽自動車等の構造が、障害者等の利用に供するためのものである場合

【 同条例 第90条 第1項 第2号 】

- ・申請書に「車検証の写し」を添付し、当該軽自動車等を提示してください。 ※納税義務者が個人の場合には個人番号カードを提示してください。(個人番号カードをお持ちでない場合は「通知カード」または「個人番号が記載された住民票の写し」を提示してください。)
- ○普通自動車の所有の有無ならびに減免適用の有無について地方税法二十条の十一の規定により、 下記の内容について名古屋南部県税事務所等に照会することを承諾します。

納税義務者氏名

申請書は納期限までに提出してください。

軽自動車税の納期限は、毎年5月末日(土日の場合は次の月曜日)です。 詳しくは、下記までお問合せください。 長久手市役所 税務課 市民税係 Tax (0561)63-1111 (代)